

北海道緑庭会会則改正（案）

現行	改正
第 8 条（役員の選出および任期） 3. 役員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。 <u>ただし、再任は 1 期（2 年）を限度とする。</u> 第 11 条（会議） 2. 総会は年 1 回 <u>5 月</u>までに開催し会長が招集する。	第 8 条（役員の選出および任期） 3. 役員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。 <u>(削除)</u> 第 11 条（会議） 2. 総会は年 1 回 <u>6 月</u>までに開催し会長が招集する。